ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 8/2569

เรื่อง กำหนดเงื่อนไขรายงานการลงทุนจริงรายไตรมาส

非公式訳

投資委員会布告

第 8/2569 号

件名：四半期ごとの実投資報告に係る条件の設定

投資奨励を受けたプロジェクトの実投資の進捗状況を効率的に確認および評価し、投資の各段階において投資家にとっての問題および障害を適時に解決できるようにし、実投資がより円滑に行われるようにするため、

投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改正法第 11 条、第 20 条、第 23 条ならびに第 54 条の権限に基づき、以下のとおり発布する。

第 1 項　被奨励者は、事務局が定める基準、方法、期間および書式に従い、四半期ごとにプロジェクトの進捗状況を事務局に報告しなければならない。

第 2 項　被奨励者が第 1 項に違反し、またはこれを遵守しない場合、投資奨励証書に基づく恩典を一時停止するものとする。また、連続して 2 回報告を行わない場合、以後の恩典の取消しを検討することがある。

なお、本日から適用する。

発布日　仏暦 2569 年（2026 年）3 月 30 日

エクニティ・ニティタンプラパート

（エクニティ・ニティタンプラパート）

副首相

投資委員会委員長